

告 示

埼玉県告示第五百九号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行っ た者の名称	調査を行っ た時期名	成 果 の 調 査 を 行 っ た 認 証
狭山市	令和六年度 令和七年度 地籍簿二冊 区（入間川字中平二十九日 野、上窪の各一部	狭山第五十九地 令和八年六月